



2026年6月26日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代表取締役社長 柳瀬 重人
(コード番号：3856 東証スタンダード)
問い合わせ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内田 晋
電 話：03-6810-3028 (代表)

(開示事項の経過) 米国向け太陽光パネルの輸出に関する一部貨物の取扱いについて

当社は、2026年5月7日開示「米国向け太陽光パネルの輸出に関する一部貨物の取扱いについて」において、連結子会社であるVietnam Sunergy Joint Stock Company（以下、「VSUN」という。）が製造し、米国向けに輸出した太陽光パネルの一部につき、米国税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection、以下「CBP」という。）より、ウイグル強制労働防止法（Uyghur Forced Labor Prevention Act）に基づき、例外を認めるための十分な証拠が確認できないとして米国への輸入が認められていない計三隻分の貨物の内、一隻分に含まれる太陽光パネルについては、CBPより当該審査を通過した旨、お知らせいたしました。その後の状況につき、現時点で判明している内容を下記のとおりお知らせします。

記

1. 現在の状況について

本件に関し、米国向け貨物のうち、CBPにより輸入が認められていなかったのは、計三隻分の貨物であります。このうち一隻分に含まれる太陽光パネルについては、CBPより当該審査を通過した後、既に米国への輸入と顧客への販売が進んでおります。当社はその一隻分における全ての当該製品にウイグル地域で製造された原材料が使用されていないものと認識しております。

一方で、残る二隻分の貨物の取扱いについては、引き続きCBPによる審査が継続しており、当社は当該審査を通過するための必要な対応を継続中です。順次その結果が明らかになると思われますが、現時点では未定です。

また、その三隻分以降にVSUNから米国向けに輸出された太陽光パネルについては、特に支障なく米国への輸入及び顧客への販売が進んでいます。

2. 2026年3月期の業績に与える影響

本件に関する損害額は30～50億円程度と想定しておりますが、今後の状況に応じて損害額

が変化する可能性がございます。2026年6月26日開示「2026年3月期第3四半期及び2026年3月期決算短信の開示延期並びに第27期有価証券報告書提出期限の延長申請検討に関するお知らせ」のとおり、2026年3月期決算短信公表予定が8月下旬に延期することになった関係で、本件の連結決算における損害額を確定する時期は、8月下旬頃の予定となります。

3. 今後について

当社及びVSUNといたしましては、引き続き米国の弁護士を含む外部専門家と連携の上、CBPの求めに応じた資料提出や説明を行い、適切に対応してまいります。

今後、本件に関して開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上